

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和3年11月22日（月） 午前10時00分～午前11時52分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 ささせ順子 委 員 大島令子 岡崎つよし 川合保生 富田えいじ 野村ひろし 山田けんたろう
職務のため出席した者の職氏名	議 長 伊藤祐司 委員外議員 山田かずひこ わたなべさつ子 事務局長 水野敬久 議事課長 福岡弘恵 議事係長 吉田菜穂子

1 あいさつ
議長 市長

2 議題

(1) 令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程について

ア 市長提出議案について

<説明：総務部長、総務部次長、財政課長>

- ・ 追加議案第53号、第54号（議案の概要のとおり）
- ・ 国の施策である子育て世帯臨時特別給付金の支給をすることになったことから議案第53号を一旦取下げ、内容を追加し新たに議案第53号を提出した。これに伴い総額が変わることから議案第54号についても取下げ、新たに提出した。
- ・ 市の職員の期末手当を引き下げる給与条例改正については、11月中に国の改正法案が間に合わないため、市の給与条例改正の議案は提出しない。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席>

イ 一般質問について

<説明：事務局>

- ・ 発言通告 個人質問 16人
- ・ 12月7日（火）6人、8日（水）5人、9日（木）5人

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(委員) 通告を出した後に、追加議案が提出され、先に委員会審査と本会議の採決がされるため、後の一般質問で執行部からそれは決まったこと等との答弁が時々ある。あくまでも質問者の質問に対して前置きせず答弁してほしい。

(議長) 毎議会、的確、簡明に答えるよう言っているが、再度、伝えておく。

(委員長) 一般質問の順序について案のとおりでよいか。

<異議なし>

ウ 請願について

<説明：事務局>

- ・ 請願第3号 請願文書表及び請願書のとおり
- ・ 委員会付託 総務くらし建設委員会
- ・ 提出者の趣旨説明は、12月7日午前9時30分から

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

エ 陳情について

<説明：事務局>

- ・ 陳情第1号 陳情文書表及び陳情書のとおり
- ・ 審査する委員会 総務くらし建設委員会

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

オ 議事日程について

(委員長) 議案第53号について、子育て世帯臨時特別給付金の予算が追加されたが、12月中に給付する必要があるため、早急な議決が必要なため、分科会に送付しないこととしてよいか。

<異議なし>

<説明：事務局> (議事日程第2号～第6号のとおり)

(委員長) 議事日程について、説明のとおりでよいか。

<異議なし>

カ その他

(委員長) 議会の新型コロナウイルス感染症の対応について意見を伺いたい。

まず、議場で開催している予算決算委員会について現状のままでよいという委員は挙手を願う。

<挙手全員>

(委員長) 予算決算委員会は現状のまま本会議場で開催することとする。

(委員長) 傍聴者の人数は本会議が20人から10人、委員会は10人から5人としているが現状のままとするか意見を伺いたい。愛知県議会は傍聴者の人数を

元に戻すと聞いている。

(委員長) 傍聴者の人数について現状のままでよいという委員は挙手を願う。

<挙手半数>

(委員長) 賛成の委員が半分のため意見を伺いたい。

(改革ながくて、香流)

愛知県議会に準じて傍聴者の人数は戻す。

(無会派の会)

一部緩和して本会議は20人から10人ではなく、15人とする。

(芯政クラブ)

マスクの着用、消毒が徹底していることから、傍聴者の人数を緩和してもよい。

(みらい、委員外議員(会派に所属しない議員)、公明党)

新型コロナウイルス感染症がもう少し落ち着くまで現状のままでよい。

(委員長) 傍聴者の人数を元に戻すことに慎重な意見も多く、また、今後インフルエンザ等が流行する可能性もあることから現状のままとしてよいか。その場合、委員会室の委員の配置もそのままとする。

<異議なし>

(委員長) 一般質問の際の執行部の入れ替わりについて、現在は一人の議員の項目ごとに入れ替わっているが、一人の議員に対しては入れ替わらない方がよいなど意見を伺いたい。

(改革ながくて)

結論は出ていないが、執行部が不都合であれば戻してもよいが、傍聴者の人数が現状のままであればこれについてもそのままよい。

(無会派の会) 落ち着かないため項目ごとの入れ替わりはない方がよい。

(芯政クラブ) 現状のままでよい。

(みらい、公明党)

現状のままでよいが、執行部が不都合であれば都合のよい方法でよい。

(香流、委員外議員(会派に所属しない議員))

一人の議員に対しては入れ替わらない方がよい。

(委員) しっかり答弁さえしてもらえばよい。

(委員長) 執行部の意向を聞き、議長に一任としてよいか。

<異議なし>

(委員長) パーテーションの設置について、現状のままでよい委員は挙手願う。

<挙手全員>

(委員長) 現状どおりパーテーションを設置したままとする。

(委員長) マスクの着用について、現状のままでよい委員は挙手願う。

<挙手全員>

(委員長) 現状のままマスク着用とする。

(委員長) 委員会の議員向けのZOOM配信は継続のままでよい委員は挙手願う。

<挙手全員>

(委員長) 挙手全員のためZOOM配信は継続とする。

(委員長) 職員の軽装試行にともない議場内の服装について意見を伺いたい。

(改革ながくて、公明党)

働きやすい環境づくりの一環と思うが、議場では、ネクタイ、ジャケット着用で臨んだ方がよい。

(無会派の会、委員外議員(会派に所属しない議員))

執行部と議員は同じ服装に統一した方がよい。

(芯政クラブ) 夏の軽装との違いがよくわからない。どのような服装がよいかは答えられないが、執行部と議員の服装は統一してほしい。

(みらい) 難しい。議長に一任する。

(香流) 執行部、議員共にネクタイ、ジャケットの着用は必要である。

(委員長) 本会議と委員会において、執行部と議員の服装は統一し、執行部へネクタイ、ジャケットの着用を求めることとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 本会議と委員会において、執行部へネクタイ、ジャケットの着用を求めるよう議長へ願います。

(2) 令和4年第1回定例会の日程について(会期日程案のとおり)

<説明:事務局>

- ・ 2月24日(木)から3月24日(木)までの29日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

<休憩:午前10時50分>

<再開:午前11時00分>

(3) 長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項について

(委員長) 前回の委員会で出た端末の返却についての意見を反映し、第4条第6項に(注1)とし、「使用期限がなくなった時とは、任期の途中で議員が辞職する場合。議員の改選の際は、任期満了後直ちに返却する。」と追記したが内容についてはこのとおりでよいか。

<異議なし>

(委員長) 次回の委員会で申合せ事項の決定日とし、令和4年1月4日から施行とする。

(委員長) 前回から引き続き、会議録の紙の配付について意見を伺いたい。

(改革ながくて、芯政クラブ、みらい、公明党)

配付は必要ない。

(無会派の会)

本会議の会議録は配付してほしい。

(香流) 配付は必要ない。紙が必要な方は皆で方法を考えた方がよい。

(委員外議員 (会派に所属しない議員))

配付は必要という意見と配付は必要ないという意見であった。

(委員長) 配付が必要な方については、ホームページからPDFデータの印刷ができる。政務活動費のインク代、トナー代は上限が1万円であるが、印刷製本をする場合は12万円の中で印刷製本ができるのでなんとか対応できないか。

(委員) 政務活動費は趣旨が違う。活字を残すことは大事である。必要な人には製本した会議録を配付してほしい。

(委員) 申合せ事項もハード面が整ってから決めた方がよいと思っている。少数の意見も尊重し全員の理解を得てペーパレス化が進んでいくのではないか。

(委員長) 紙の配付をなくしても個人で紙を印刷できる環境はある。

(委員) タブレットを導入することに対して予算を使うことで、他の予算を削減するなら反対である。

(委員長) ペーパレス化することがカーボンニュートラルに向けての取組である。

(委員外議員)

タブレットを使うにあたっては個人差があるため、足並みがそろうまでは、一律に紙をやめるのではなく、担保として紙も残す必要がある。

(委員長) 政務活動費を使い会議録を印刷製本するべきかどうか意見を伺いたい。

(委員) 政務活動費は議員の質を高めるために使うもので、データで見ることができるとわざわざ政務活動費を会議録の印刷製本費として使うのはどうなのか。

(委員) 会議録の製本をする場合に、政務活動費を使うことは想定していない。

(委員) 製本した会議録が必要な場合に、PDFデータを印刷会社に発注するまでの方法が不安だと思うので皆でサポートしてはどうか思う。

(委員) 製本された会議録を有料でもよいので購入したい。

(委員) 政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針の資料作成費に議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費とあるため、印刷製本はできると解釈している。

(委員) 政務活動費を充てることに問題なければよい。

(委員外議員)

政務活動費を充てることにより、政務活動費が足りなくなる可能性もあるのではないか。

(委員) 政務活動費を充てることで対応するのがよい。

(委員長) どのような方法であれば会議録を印刷製本できるか次回事務局から説明してもらい次回決めたい。

(議長) タブレットの導入とともに、皆で勉強し対応できるようにする必要がある。会議録はホームページで閲覧することもできる。今後も会議録12冊は閲覧用等

に製本する。会議録を紙で確認したいのであれば、閲覧用の会議録で確認してほしい。提案であるが、製本された予算書と決算書は、それぞれ令和4年度予算と令和3年度決算の1回ずつ用意してもらうことを執行部へ要望していきたいと思う。その間に皆で使用方法や印刷方法を模索してほしい。他の議案等はタブレットでデータを見てもらい、紙が必要な方は各自用意してもらうをお願いしたい。

(委員) 会議録が必要な人は注文制で購入できる方法を考えてもらえないか。

(委員) 製本するのであれば追加で業者に発注できないのか。

(議長) 事務局が取りまとめると議員個人と金銭のやりとりが発生してしまう。

(事務局) 業者が議員個人に会議録を販売できるかどうか確認する。

(委員長) 全議員への会議録の紙の配付は必要ないとし、製本された予算書と決算書は、それぞれ令和4年度予算と令和3年度決算の1回ずつを議長から要望してもらうこととしてよいか。

<異議なし>

(4) 委員会のオンライン会議による開催について

(委員長) 前回、委員会のオンライン会議が開催できるように条例改正した議会の改正内容を資料として配付したので意見を伺いたい。

(改革ながくて、無党派の会、芯政クラブ、みらい、香流、委員外議員（会派に所属しない議員）、公明党)

愛知県議会の出席の特例にならう。

(委員長) 愛知県議会の出席の特例にならい、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により参集が困難な場合とし委員会条例の改正案を作成する。

<異議なし>

3 その他

(委員長) 議員の期末手当の引き下げの条例改正の議案についても、執行部と同様に、国の改正法案が間に合わないので提出しないこととする。

(委員長) ICT化の先進地への視察について意見を伺いたい。

(委員長) 意見がないようなので、オンラインで視察を行うか、質問事項を書面で依頼し回答をもらうか、正副委員長で決めたいのでご一任願いたい。

<異議なし>

(委員長) 12月17日の閉会日に議場等の清掃を行いたいのでご協力をお願いしたいがどうか。

<異議なし>

次回は令和3年12月15日（水）午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。